

お知らせ

当院では、患者様からの申し出により、医科点数表等に規定する回数を超えた診療を実施しております。なお、当該サービスは、保険給付外となり全額自己負担となりますのでご了承ください。

対象診療内容・料金・算定基準

■リハビリテーション行為

算定基準：1日上限単位数を超えて行う場合及び算定日数上限を超え、さらに1月13単位を超えて行う場合

脳血管疾患等リハビリテーション料

1単位につき 2,000円

運動器リハビリテーション料

1単位につき 1,850円

廃用症候群リハビリテーション料

1単位につき 1,460円

呼吸器リハビリテーション料

1単位につき 1,750円

実施するために必要な事項について

上記の診療を行うためには、患者様からの実施の申し出により、「患者の治療に対する意欲を高める必要」があるかを医師が判断し、必要と認められた場合に実施できます。なお、患者様から実施についての同意を文書でいただくことが必要です。